

令和5年度運営指導について

1 運営指導の目的

運営指導は、事業所の運営・人員・設備状況等の確認を行うことで、介護給付費等対象サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることを目的としています。

2 根拠法令

- ①介護保険法第23条
- ②大崎市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱
- ③大崎市指定居宅介護支援事業者指導及び監査実施要綱

3 運営指導対象サービス

- ①指定地域密着型サービス事業所
- ②指定居宅介護支援事業所

※全事業所対象ではございません。対象事業所には、運営指導約1か月前までに個別に通知いたします。

4 運営指導の実施期間

令和5年12月～令和6年3月

5 運営指導の流れ

- ①実施通知送付・・・約1か月前（市→事業所）
↓
- ②運営指導当日
↓
- ③結果通知送付・・・約1か月後（市→事業所）
↓
- ④改善報告書提出・・・1か月以内（事業所→市）